

# 木材製品需要拡大技術導入事業補助金交付要綱

28 森 第 1 7 6 6 号

平成 28 年 10 月 7 日

一部改正 3 森 第 7 9 号

令和 3 年 4 月 8 日

## (趣旨)

第 1 条 県は、本県の豊富な森林資源を循環利用し、森林環境の適正な保全と持続可能な社会づくりを進めるため、県産材の需要拡大に取り組む者に対し、新用途・新技術の開発や、販路拡大に係る取組、普及啓発活動に要する経費について、福島県補助金等の交付等に関する規則(昭和 45 年福島県規則第 107 号。以下「規則」という。)及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

## (補助の対象及び補助額等)

第 2 条 補助金は、次に定める各号をすべて満たし、別表に掲げる事業を行う者(以下「補助事業者」という。)に対し交付するものとし、その額は、同表に定める補助率により算出した額の範囲内において知事が定める額とする。

なお、補助対象経費は別紙 1 による。

- (1) 県内に主たる営業所又は工場等の事業所を有する者であること。
- (2) 法人又は法人格を有する団体、その他これに準ずる団体であること。
- (3) 県内の森林から生産された木材(以下「県産材」という。)を活用する取組又は活用に向けた取組を行う者であること。
- (4) 別に定める審査委員会による選定を受けた取組を行う者であること。

## (申請書の様式等)

第 3 条 規則第 4 条第 1 項の申請書は、木材製品需要拡大技術導入事業補助金交付申請書(第 1 号様式)によるものとし、その提出期限は、知事が別に定める日とする。

- 2 規則第 4 条第 2 項第 2 号に規定する別に定める書類は、第 1 号様式の添付書類の項に定めるとおりとする。
- 3 申請書及び申請書に添付すべき書類の部数は、各 1 部とする。

## (補助金交付の条件)

第 4 条 規則第 6 条第 1 項第 1 号に規定する別に定める軽微な変更は、事業目的、事業主体及び補助金総額のいずれの変更を伴わないもので、以下のものとする。

- (1) 事業費総額の 20%以下の増減
- (2) 経費区分毎の額の 20%以下の増減

- 2 規則第6条第1項第5号に規定する別に定める事項は、次のとおりとする。
- (1) 補助事業者は、補助事業により取得し又は効用の増加した財産については、補助事業完了後においても、善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従って使用し、その効率的な運営を図らなければならない。
- (2) 規則及びこの要綱の定めに従うべきこと。

(変更の承認)

第5条 規則第6条第1項の規定に基づき知事の承認を受けようとする場合は、木材製品需要拡大技術導入事業変更(中止・廃止)承認申請書(第2号様式)を知事に提出しなければならない。

(申請を取り下げることができる期日)

第6条 規則第8条第1項に規定する別に定める期日は、交付の決定の通知を受理した日から起算して10日を経過した日とする。

(概算払)

- 第7条 知事は、必要があると認めるときは、この要綱に定める補助金について概算払の方法により補助金の交付をすることができる。
- 2 前項の規定に基づき補助金の概算払を受けようとするときは、木材製品需要拡大技術導入事業補助金概算払請求書(第3号様式)を知事に提出しなければならない。

(状況報告)

第8条 規則第11条の規定による事業の遂行の報告は、木材製品需要拡大技術導入事業実施状況報告書(第4号様式)により、10月末日現在の実施状況を翌月15日までに行うものとする。

(実績報告)

第9条 規則第13条の規定による実績報告は、木材製品需要拡大技術導入事業実績報告書(第5号様式)により、事業完了の日(事業廃止については、承認を受けた日)から起算して30日を経過した日、又は補助金の交付決定があった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに行なわなければならない。

(補助金の交付の請求)

第10条 補助金交付の決定通知を受けた補助事業者は、補助事業が完了したときは、木材製品需要拡大技術導入事業補助金交付請求書(第6号様式)を速やかに知事に提出しなければならない。

(財産の処分の制限)

第11条 補助事業者は、補助事業により取得した財産について、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定められている耐用年数に相当する期間（ただし、大蔵省令で定めのない財産については、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年4月30日農林省令第18号）第5条による）で知事の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付又は担保に供してはならない。

(会計帳簿等の整備等)

第12条 補助金の交付を受けた補助事業者は、補助金の収支状況を記載した会計帳簿その他の書類を整備し、事業の完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

(書類の経由)

第13条 補助事業者が規則及びこの要綱の定めるところにより知事に提出する書類は、所轄の福島県農林事務所長を経由して提出しなければならない。

(権限の委任)

第14条 規則及びこの要綱に基づく知事の権限に関するものは、福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第4条第3項の規定に基づき、所轄の福島県農林事務所長に委任する。

(消費税及び地方消費税仕入控除税額の減額申請等)

第15条 補助事業者は、規則第4条の規定に基づく補助金の交付申請にあたり、当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定により仕入に係る消費税及び地方消費税として控除できる部分の金額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

2 前項ただし書きにより補助の申請をした補助事業者は、規則第13条の規定に基づく実績報告を行うに当たり、補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかでない場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(消費税及び地方消費税仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第16条 補助事業者は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が確定した場合には、速

やかに消費税及び地方消費税の額の確定に伴う報告書（第7号様式）を知事に提出しなければならない。

- 2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額の全額又は一部の返還を命じることができる。

附 則

この要綱は、平成28年10月7日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年3月24日から施行し、令和3年度事業から適用する。

附 属

この要綱は、令和3年4月8日から施行し、令和3年度事業から適用する。

別表（第2条関係）

事業区分	補助率
(1) 県産材の需要拡大のための新たな製品・技術等の開発 (2) 県産材の需要拡大のための木材製品等の販路拡大 (3) その他知事が必要と認めるもの	定額（10／10以内）

別紙1（第2条関係）

- (1) 県産材の需要拡大のための新たな製品・技術等の開発
- ア 新用途・新技術に係る設計
  - イ 新用途・新技術の実証に必要な部材等の試験
  - ウ 実証データの分析
  - エ 試験体の作成
  - オ 試験体の性能等の調査に係る試験
  - カ 木質部材・工法等の高品質化・生産性向上等に向けた調査・試験
  - キ 木質部材・工法等の設計基準・設計手法・施工マニュアルの作成
  - ク 県産材を利用した新製品開発・試験研究
  - ケ 上記ア～クのほか、(1)の事業実施に関して知事が必要と認めるもの
- (2) 県産材の需要拡大のための木材製品等の販路拡大
- ア 製品等PRに係る見本市や商談会等のイベント出展
  - イ 製品等PRに係る現地見学会・講習会の開催
  - ウ 製品等PRに係る各種媒体を活用した広報活動
  - エ 国内外における個別商談及び市場調査
  - オ 販売促進や商談に係る試作品製作
  - カ 製品等の輸出に係る環境整備（証明書取得、検疫官の招へい等）
  - キ 上記ア～カのほか、(2)の事業実施に関して知事が必要と認めるもの
- (3) その他知事が必要と認めるもの
- 上記(1)、(2)のほか、木材製品の需要拡大に関して知事が必要と認めるもの。
- (4) 対象となる支出経費は以下のとおり。

区分	内容
技術者給	<p>新たな製品開発や技術開発等に携わる者（主任技師、技師等）、マーケティング等販路拡大に係る技術、知識を有する者、又は試作品やサンプル製作※を行う者等に対する当該事業に係る実働に応じた対価とする。</p> <p>ただし、社会保険料の事業主負担分を含み、退職給与及び退職給与引当金は含まないものとする。</p> <p>なお、詳細は別添「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」によるものとする。</p> <p>※試作品やサンプル等は販売促進資材の製作を対象とし、販売する商品の製作に要する経費は対象外。</p>
賃金	<p>アルバイト及び技能者等、本事業の補助的業務（資料の収集、整理等）のために一時的に雇用した者に支払う賃金とする。</p> <p>ただし、賃金支弁者に係る社会保険料の事業主負担分を含むものとする。</p>

謝金	事業の推進を図るために開催する会議や研修等に参加する委員及び指導者等への謝金とする。
旅費	技術者、アルバイト、技能者及び会議等に参加する委員並びに指導者等の旅費とする。 また、補助事業者自身が行う資料収集や性能試験、見本市への出席等、技術開発及び販路拡大に係る取組に要する交通費、宿泊費、旅行雑費（空港使用料、空港施設使用料、国際通行税、ビザ、パスポート取得、保険料等）等とする。
需用費	消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費、資材購入費、修繕料等とする。
役務費	通信運搬費 <sup>*</sup> 、実証に必要な認証申請等の手数料、原稿料、通訳翻訳料、普及宣伝に係る広告料、保険料等とする。 <sup>*</sup> 海外販路拡大における運搬経費は、販売促進資材等の運搬を対象とし、販売する商品の運搬経費は対象外。
委託料	技術開発や販路拡大に係る資料作成や調査、試験等、本事業の一部分を他の民間団体・企業等の第三者に委託するための経費とする。
使用料及び 賃借料	器具機械、車両、高速道路使用料、会場等の借上げに必要な経費とする。
施設整備費	性能試験及び実証展示等に係る設計費、施工費用、部材・部品費用、その運搬等に要する経費とする。

福島県知事

所在地  
補助事業者 名称  
代表者氏名

木材製品需要拡大技術導入事業補助金交付申請書

令和 年度において、下記のとおり木材製品需要拡大技術導入事業を実施したいので、福島県補助金等の交付等に関する規則第4条第1項の規定により、補助金円を交付してくださるよう申請します。

記

1 事業の目的

(別表の事業区分による事業毎に記入すること)

2 事業の内容及び経費の配分

(1) 総括表

事業区分	事業費	負担区分			備考
		県補助金	自己負担金	その他	
	円	円	円	円	

※「事業区分」の欄は、別表に基づき記入すること。

(2) 事業計画

別紙のとおり ※別に定める事業計画書を添付すること。

3 事業着手及び完了予定年月日

着手予定 令和 年 月 日

完了予定 令和 年 月 日



#### 4 収支予算

##### (1) 収入の部

区 分	予算額	備 考
県補助金	円	
自己負担金	円	
そ の 他	円	
計	円	

##### (2) 支出の部

事業区分	経費区分	予算額	経費積算の基礎
		円	
計			

※経費区分は、別紙1の1(4)に基づき記入すること。

#### 5 添付書類

(1) 法人の場合は登記事項証明書又は登記簿謄本の写し、団体の場合は定款又は規約等の写し

(2) その他別に定めるもの

#### 6 本件責任者及び担当者

責任者氏名

担当者氏名

連絡先

第2号様式

番 号  
年 月 日

福島県知事

所在地  
補助事業者 名称  
代表者氏名

木材製品需要拡大技術導入事業変更（中止・廃止）承認申請書

下記により、令和 年度木材製品需要拡大技術導入事業を変更（中止・廃止）したいので、福島県補助金等の交付等に関する規則第6条第1項の規定により、承認して下さるよう申請します。

記

- 1 補助金の交付決定年月日及び番号  
令和 年 月 日付け福島県指令 第 号
- 2 変更（中止・廃止）の理由
- 3 変更（中止・廃止）の内容  
別紙のとおり

（注1）「補助金の交付決定年月日及び番号」は、変更交付決定があった場合はすべての交付決定の年月日及び番号を記載すること。

（注2）「変更（中止・廃止）の内容」の別紙は、第1号様式に準じて作成することとし、変更前と変更後の内容を対比できるように記載すること。

福島県知事

所在地  
補助事業者 名称  
代表者氏名

木材製品需要拡大技術導入事業補助金概算払請求書

令和 年 月 日付け福島県指令 第 号で交付決定のあった  
木材製品需要拡大技術導入事業補助金について、下記のとおり概算払により交付し  
てくださるよう請求します。

記

事業費		円
交付決定額 (A)		円
既受領額 (B)		円
今回請求額	金額 (C)	円
	月 日までの 予定出来高	%
残額 (A - B - C)		円
完了予定年月日		

(注) 「補助金の交付決定年月日及び番号」は、変更交付決定があっても  
当初の交付決定の年月日及び番号を記載すること。

番 年 月 日  
号

福島県知事

所在地  
補助事業者等 名称  
代表者氏名

木材製品需要拡大技術導入事業実施状況報告書

令和 年度木材製品需要拡大技術導入事業の遂行状況について、木材製品需要拡大技術導入事業補助金交付要綱第8条の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助金の交付決定年月日及び番号  
令和 年 月 日付け福島県指令 第 号
- 2 事業遂行状況  
別紙のとおり ※別に定める遂行状況報告書を添付すること。

福島県知事

所在地  
補助事業者 名称  
代表者氏名

木材製品需要拡大技術導入事業実績報告書

令和 年度において、下記のとおり木材製品需要拡大技術導入事業を実施したので、福島県補助金等の交付等に関する規則第13条第1項の規定により実績を報告します。

記

1 事業の実施概要

2 事業の内容及び経費の配分

(1) 総括表

事業区分	事業費	負担区分			備考
		県補助金	自己負担金	その他	
	円	円	円	円	

※「事業区分」の欄は、別表に基づき記入すること。

(2) 事業実績

別紙のとおり ※別に定める事業実績書を添付すること。

3 事業着手及び完了年月日

着手 令和 年 月 日

完了 令和 年 月 日

#### 4 収支精算

##### (1) 収入の部

区 分	精算額	備 考
県補助金	円	
自己負担金	円	
そ の 他	円	
計	円	

##### (2) 支出の部

事業区分	経費区分	予算額	経費積算の基礎
		円	
計			

※経費区分は、別紙1の1(4)に基づき記入すること。

#### 5 添付資料

- (1) 取組の実施状況写真
- (2) その他別に定めるもの

番 号  
年 月 日

福島県知事

所在地  
補助事業者 名称  
代表者氏名

木材製品需要拡大技術導入事業補助金交付請求書

令和 年 月 日付け福島県指令 第 号で交付決定のあった木材製品需要拡大技術導入事業補助金について、下記により交付して下さるよう請求します。

記

事業費	円
交付決定額 (A)	円
既受領額 (B)	円
今回請求額 (C)	円
残 額 (A - B - C)	円

第7号様式

番 年 月 日 号

福島県知事

所在地  
補助事業者 名称  
代表者氏名

木材製品需要拡大技術導入事業に係る消費税及び地方消費税の  
額の確定に伴う報告書

令和 年 月 日付け福島県指令 第 号で交付決定のあった  
木材製品需要拡大技術導入事業補助金について、下記のとおり報告します。

記

- |                                       |   |   |
|---------------------------------------|---|---|
| 1 補助金交付額（確定額）<br>（ 年 月 日付け 第 号による通知額） | 金 | 円 |
| 2 補助金の確定時における消費税仕入控除税額（A）             | 金 | 円 |
| 3 消費税額の確定に伴う補助金に係る<br>消費税仕入控除税額（B）    | 金 | 円 |
| 4 補助金返還額（B - A）                       | 金 | 円 |

（注）控除税額の積算の内訳等、参考となる資料を添付すること。